

資料 2-1 犬山市災害対策本部条例（昭和38年3月19日 条例第11号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、犬山市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（災害対策本部長及び災害対策副本部長）

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（部）

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員はその他職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第5条 この条例に定めるもののほか本部の組織及び運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

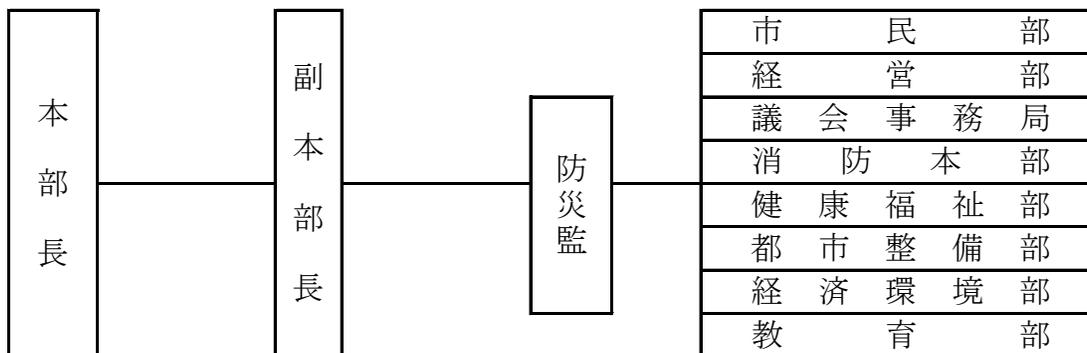
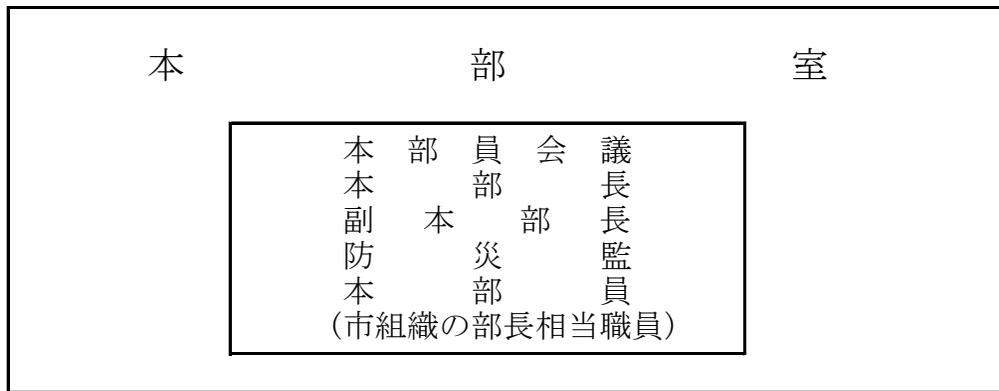
附 則（平成24年9月27日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2 - 2

犬山市災害対策本部の組織体制・分掌事務

1 犬山市災害対策本部組織図



※本部長不在時は、副本部長が職務を代理する。副本部長不在時は、防災監が職務を代理する。

2 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、防災監及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議する。

(1) 本部員会議の協議事項

- ア 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- イ 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 本部長の指示又は避難指示に関すること。
- エ 自衛隊に対する災害派遣の要請又は依頼に関すること。
- オ 災害対策に要する経費に関すること。
- カ その他災害対策に関する重要な事項

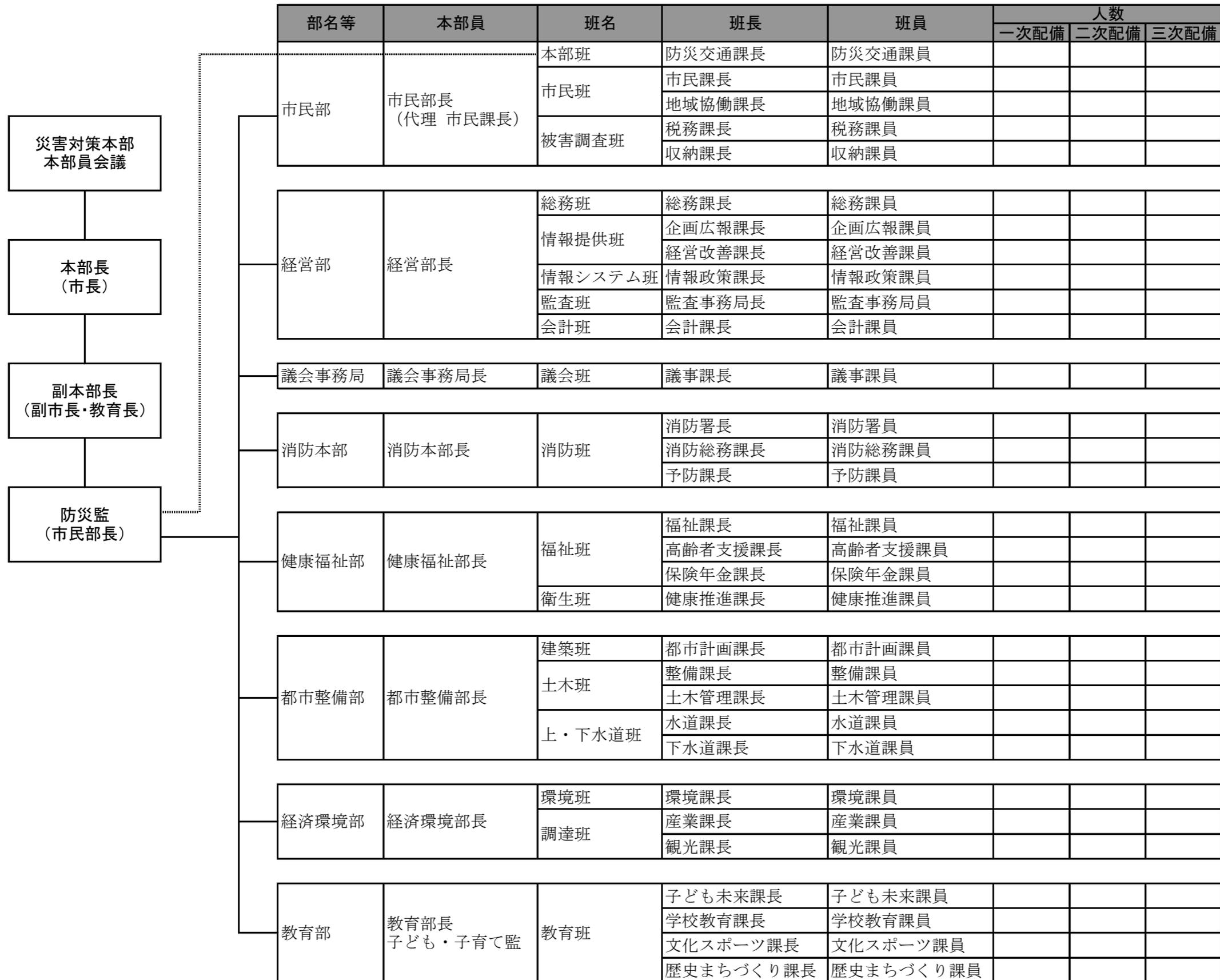
(2) 本部員会議の開催

- ア 本部員会議は、特別な指示がない限り会議室で開催するものとする。
- イ 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ウ 本部員は必要により、班長その他所用の職員を伴って会議に出席することができる。
- エ 本部員において会議の招集を必要と認めるときは、防災監にその旨を申し出るものとする。

(3) 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長又は各部長が職員に周知を要すると認めたものについては、部長は速やかにその徹底を図るものとする。

(4) 本部員の所管する組織は、次のとおりとする。



(5) 災害対策本部の組織体制・分掌事務

部等	班	担当課	分掌事務	
市民部	本部班	防災交通課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の設置、廃止及び庶務に関する事。 2. 本部員会議に関する事。 3. 災害応急対策活動方針の決定及び調整に関する事。 4. 災害情報の収集並びに報告に関する事。 5. 避難勧告、指示等に関する事。 6. 各部との連絡調整及び活動状況の取りまとめに関する事。 7. 自衛隊派遣要請に関する事。 8. 災害救助法の適用の対応に関する事。 9. 防災関係団体との連絡調整に関する事。 10. 国、県、関係協力機関等との連絡調整に関する事。 11. 他市町への応援要請及び連絡調整に関する事。 12. 高度情報通信ネットワークの運用に関する事。 13. 防災行政無線の開局及び運用に関する事。 14. 激甚災害に関する事。 15. 交通規制に関する事。 16. 公共交通機関の運行状況の確認に関する事。 17. 警察署等との連絡調整に関する事。 18. ボランティアとの連絡及び調整の協力に関する事。 	
	市民班	市民課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難者名簿の取りまとめに関する事。 2. 被災者の安否問い合わせに関する事。 3. 被災外国人に対する情報提供及び相談に関する事。 4. 埋火葬の許可に関する事。 5. その他市民との対応に関する事。 6. 避難所（犬山市民交流センター）の開設及び運営管理に関する事。 7. 外国にルーツをもつ人への情報の提供に関する事。 8. 外国人避難者の把握に関する事。 9. 大使館・領事館への対応に関する事。 10. 本部班の支援に関する事。 	
		地域協働課	<p>(出張所)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域内の応急対策に関する事。 2. 災害対策本部との連絡に関する事。 3. 各種情報の収集に関する事。 4. 地域住民からの対応等に関する事。 	
被害調査班	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="571 1535 846 1684">税務課</td> <td data-bbox="846 1535 1594 1684" rowspan="2"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人的及び家屋的被害の調査確認に関する事。 2. 被害届に関する事。 3. 民間建物被害調査及び調査資料の整理に関する事。 4. 被害調査における町会長等自治組織に関する事。 5. その他調査に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1684 846 1828">収納課</td> </tr> </table>	税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人的及び家屋的被害の調査確認に関する事。 2. 被害届に関する事。 3. 民間建物被害調査及び調査資料の整理に関する事。 4. 被害調査における町会長等自治組織に関する事。 5. その他調査に関する事。 	収納課
税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人的及び家屋的被害の調査確認に関する事。 2. 被害届に関する事。 3. 民間建物被害調査及び調査資料の整理に関する事。 4. 被害調査における町会長等自治組織に関する事。 5. その他調査に関する事。 			
収納課				

経営部	総務班	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害に関する物品の購入並びに契約に関する事。 2. 災害用電話等の確保に関する事。 3. 車両等の整備及び配分に関する事。 4. 車両及び応急災害用資機材の借上に関する事。 5. 市有財産の被害調査の取りまとめに関する事。 6. 労働者の雇用に関する事。 7. 職員等の動員及び調整に関する事。 8. 職員の公務災害に関する事。 9. 地方公共団体との職員の派遣要請手続きに関する事。 10. 職員の給食及び衛生管理に関する事。
	情報提供班	企画広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民への情報提供（巡回広報を含む）に関する事。 2. 市民の被害通報、相談、要望等の対応に関する事。 3. 臨時相談窓口の設置に関する事。 4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。 5. 避難勧告、指示等の広報に関する事。 6. 災害等に関する写真等による記録に関する事。 7. 総合的な復旧、復興計画の取りまとめに関する事。 8. 国、県への陳情要望に関する事。 9. 概況調査に関する事。 10. 被害救助費関係資料の作成及び報告に関する事。 11. 災害応急対策に係る財政措置に関する事。 12. 災害復興計画等の企画立案に関する事。 13. その他広報に関する事。
経営改善課			
経営部	情報システム班	情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民情報に係る各種データの安全に関する事。 ・情報システムの稼働に関する事。 ・ネットワーク通信の確保に関する事。 ・その他災害時における業務継続のためのシステム環境維持に関する事。
	監査班	監査事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 罹災証明及び罹災証明発行に関する事。 2. 人的及び家屋的被害の調査の協力に関する事。
	会計班	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 見舞金品及び義援金品の出納に関する事。 2. 災害応急関係経費の支払いに関する事。 3. その他、経費の支払いに関する事。
議会事務局	議会班	議事課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市議会議員等との連絡に関する事。
消防本部	消防班	消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象及び地震等の情報の収集に関する事。 2. 人命検索、救出及び救助に関する事。 3. 火災防御及び救助活動に関する事。 4. 救急に関する事。 5. 消防団活動との連携に関する事。 6. 消防活動状況の把握及び記録に関する事。 7. 災害情報の収集及び連絡に関する事。 8. 被害状況の把握及び記録集計に関する事。 9. 関係機関との連絡調整に関する事。 10. 広域消防応援受け入れ及び調整に関する事。 11. 避難指示の広報及び誘導に関する事。 12. 消防防災に関する事。 13. その他消防に関する事。
		消防総務課	
		予防課	

健康福祉部	福祉班	福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所収容者の把握に関する事。 2. 避難所の開設に関する事。 3. 日赤その他福祉関係団体との連絡調整に関する事。 4. 要配慮者(高齢者、障害者)に関する事。 5. 身体障害者及び知的障害者の援護に関する事。 6. 食料及び物資の分類及び供給に関する事。 7. 炊出しの連絡調整、食材の調達及び供給に関する事。 8. ボランティアとの連絡及び調整に関する事。 9. その他被災者の福祉に関する事。 10. 災害弔慰金に関する事。 11. 救援金及び見舞金の配分に関する事。 12. 被災者再建支援法に関する事。 13. 生業就職資金の貸し付けに関する事。 14. 援助物資(主食及び副食)、義援物資の輸送に関する事。 15. その他物資の調達及び供給に関する事。
		高齢者支援課	
保険年金課			
	衛生班	健康推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医師会等医療関係機関との連絡に関する事。 2. 医療ボランティアの受け入れ及び調整に関する事。 3. 被災者の保健指導及び相談に関する事。 4. 救護所の開設に関する事。 5. 救急医薬品及び衛生材料の備蓄、調達及び供給に関する事。 6. 災害時の防疫その他衛生対策に関する事。 7. ねずみ族、昆虫等の駆除に関する事。 8. その他保健医療に関する事。
都市整備部	建築班	都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急仮設住宅の設置及び維持管理に関する事。 2. 応急仮設住宅の入居及び退去に関する事。 3. 倒壊家屋対策に関する事。 4. 建物応急危険度判定に関する事。 5. 民間住宅の応急修理に関する事。 6. 被災者住宅資金の災害貸付事務に関する事。 7. 災害初期の調査及び災害応急復旧に関する事。
	土木班	整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 復旧計画の調整に関する事。 2. 道路、橋梁等の被害調査、復旧に関する事。 3. 土木建設業者との連絡調整に関する事。 4. 道路、橋梁等の被害状況の収集に関する事。 5. 避難誘導及び勧告に関する事。 6. 人命検索、救出及び救助に関する事。 7. 瓦礫処理に関する事。 8. 所管工事現場の災害防止に関する事。 9. 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事。 10. 道路障害物の除去等、緊急輸送道路の確保に関する事。 11. 急傾斜地等の山地災害に関する事。 12. 二次災害の防止に関する事。 13. 広域応援の受け入れ及び連絡調整に関する事。 14. 公共土木施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 15. 都市公園及び都市緑地(避難及び応急活動用地等)の確保に関する事。 16. 河川の被害調査、復旧に関する事。 17. 河川の被害状況の収集に関する事。 18. 治山及び森林に関する事。 19. その他土木に関する事。
		土木管理課	
		水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 送水及び配水の応急措置に関する事。 2. 被災地の応急給水に関する事。 3. 施設の被害調査及び応急復旧の工事に関する事。 4. 各関係団体、関係業者との連絡に関する事。 5. 水道施設の応急復旧資機材の調達及び会計に関する事。
		ト・下水道班	

	下水道課	く。 6. 広域応援の受け入れ、調整に関する事。 7. 緊急送水及び配水工事に関する事。 8. 下水道の復旧に関する事。 9. 道路、河川、橋梁等の被害調査の協力に関する事。 10. その他給水に関する事。
--	------	--

経済環境部	環境班	環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般廃棄物（避難所等）の収集及び処理に関すること。 2. 災害廃棄物の収集及び処理に関すること。 3. 仮設トイレの設置に関すること。 4. その他衛生に関すること。 5. 塵芥収集等広域応援の受入に関すること。 6. し尿処理に関すること。 7. 愛北広域事務組合（愛北クリーンセンター）との連絡事務調整に関すること。 8. その他災害により生じた廃棄物等の処理に関すること。 9. 死亡者の収容及び埋火葬に関すること。 10. 死亡者の収容場所の設置及び管理に関すること。
	調達班	産業課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業、畜産等の被害調査及び被害証明に関すること。 2. 家畜伝染病の防疫と保健衛生に関すること。 3. 被災商工業及び観光施設の調査に関すること。 4. 物資、資財の確保に関すること。 5. 観光客等の支援に関すること。 6. 物資輸送の協力に関すること。 7. その他各種のあっせんに関すること。
観光課			
教育部	教育班	子ども未来課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設及び運営管理に関すること。 2. 園児等の安全対策に関すること。 3. 応急保育、その他保育対策等に関すること。 4. 要配慮者（乳幼児）に関すること。 5. 避難所（学校施設）の開設及び運営管理に関すること。 6. 教育施設等の被害調査及び復旧に関すること。 7. 応急教育の実施に関すること。 8. 児童生徒の安全対策に関すること。 9. 学用品等の供与に関すること。 10. その他避難所及び文教対策に関すること。 11. 学校給食施設等による応急炊出しに関すること。 12. 応急食糧の供与に関すること。 13. 避難所（公民館等）の開設及び運営管理に関すること。 14. 社会教育施設等の被害調査に関すること。 15. 社会教育施設に対する連絡及び指示に関すること。 16. 社会教育施設の防御に関すること。 17. 社会体育施設に連絡及び指示に関すること。 18. 社会体育施設の防御に関すること。 19. 文化財の保護及び被害調査に関すること。
		学校教育課	
		文化スポーツ課	
		歴史まちづくり課	
各部・各班・担当課の 応急対策			<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の避難所の開設及び運営に関すること。 2. 各所管施設の被害状況の調査連絡に関すること。 3. 所轄関係団体との応援要請等の連絡調整に関すること。 4. 部の人員配置、所属職員の参集及び被災状況調査に関すること。 5. 災害対策本部との連絡及び報告に関すること。 6. 所管施設の防御に関すること。 <p>※初動時の人員配備は、原則として部内において調整すること。</p>

資料 2 - 3 災害の初動対策を確立するための警戒本部設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害が発生するおそれがある場合に、迅速かつ適切な初動対策を確立するために必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 防災監（防災監不在の場合は、都市整備部長）は、市内に震度 4 以上の地震の観測、気象に関する警報の発令等がされたときには、犬山市災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置されるまでの間に初動対策を確立する必要があると認めるときは、警戒本部を設置するものとする。

2 防災監は、警戒本部を設置したときは、速やかに市長に報告するものとする。

(職員の配置)

第 3 条 防災監は、警戒本部に犬山市地域防災計画の規定に基づき、別表に掲げる部課の職員を配置するものとする。

2 防災監は、初動対策上必要と認めるときは、前項に規定する者のほか、関係職員を警戒本部に配置することができるものとする。

(分掌事務)

第 4 条 警戒本部に配置された者は、災対本部の分掌事務に準じて必要な事前対策を行うものとする。

(廃止)

第 5 条 防災監は、次の事項に該当するときは、警戒本部を廃止するものとする。

(1) 災対本部が設置されたとき。

(2) 初動対策の必要が認められなくなったとき。

2 防災監は、警戒本部を廃止したときは、速やかに市長に報告するものとする。

(事務局)

第 6 条 警戒本部の事務局は、防災交通課に置く。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか警戒本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

警 戒 本 部 組 織

部 局 名	担 当 課
市民部	防災交通課
経営部	企画広報課
	総務課
都市整備部	整備課
	土木管理課
消防本部	予防課
健康福祉部	福祉課
教育部	学校教育課

備考

- 1 配置人員は、原則として、各課複数（管理職員含む。）とする。
- 2 各部は、人員配置完了時速やかに防災交通課に連絡すること。
- 3 各部は、警戒本部勤務中の活動内容等を警戒本部廃止後に速やかに防災交通課に報告すること。

資料 2 - 4 犬山市土砂災害避難指示等の判断基準マニュアル

1 総 則

本マニュアルは、土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流の発生）を対象とし、災害から市民の生命、身体を保護することを目的に、犬山市地域防災計画に基づき、避難指示等の判断について具体的に定めるものである。また本マニュアルは必要に応じ適時検討をし、見直しを図るものとする。

2 避難指示等発令の判断材料

土砂災害における避難指示等を発令する判断材料として、以下の情報から判断する。

① 気象庁「土砂災害警戒判定メッシュ情報」 <http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を **5km メッシュ** 毎に階級表示した分布図

「黄」 ……実況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準値を超過した場合に表示

「赤」 ……実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準値を超過した場合に表示

「薄紫」 ……予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過した場合に表示

※愛知県砂防課メッシュ図レベル1～レベル3と同レベル

「紫」 ……実況値で土砂災害警戒情報の基準値を超過した場合に表示

※愛知県砂防課メッシュ図レベル1～レベル3と同レベル

② 愛知県砂防課「土砂災害危険度情報」 <https://www.sabo.pref.aichi.jp/Index/TermsOfService>

土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を **1km メッシュ** 毎に階級表示した分布図

「黄」 ……レベル1 3時間後にレベル4に到達

「橙」 ……レベル2 2時間後にレベル4に到達

「赤」 ……レベル3 1時間後にレベル4に到達

「茶」 ……レベル4 いつ土砂災害が発生してもおかしくない状況

③ 気象情報 気象庁 HP（防災情報等） <http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>

大雨注意報 ……**高齢者等避難**発令の判断材料

大雨警報（土砂災害） ……**高齢者等避難**発令の判断材料

土砂災害警戒情報 ……**避難指示**発令の判断材料

記録的短時間大雨情報 ……**避難指示**発令の判断材料

大雨特別警報（土砂災害） ……**避難指示**発令の再確認材料

※特別警報発令時は、避難指示等の発令基準をはるかに超えているため、既の実施済みの措置を再確認するもの。

④ 土砂災害前兆現象

湧き水や地下水の濁り、溪流の水量の変化

山鳴り、流木の流出 ……**避難指示**発令の判断材料

3 避難指示等の発令の判断基準

風水害への注意喚起

※避難指示等の発令前に、気象情報や市からの緊急情報に注意するよう促すもの。

【基準】

気象庁発表の土砂災害警戒判定メッシュ情報で「黄」が表示し、さらに降雨が継続する見込みである場合

高齢者等避難

【発令の基準】①～⑤のいずれか1つに該当したら発令

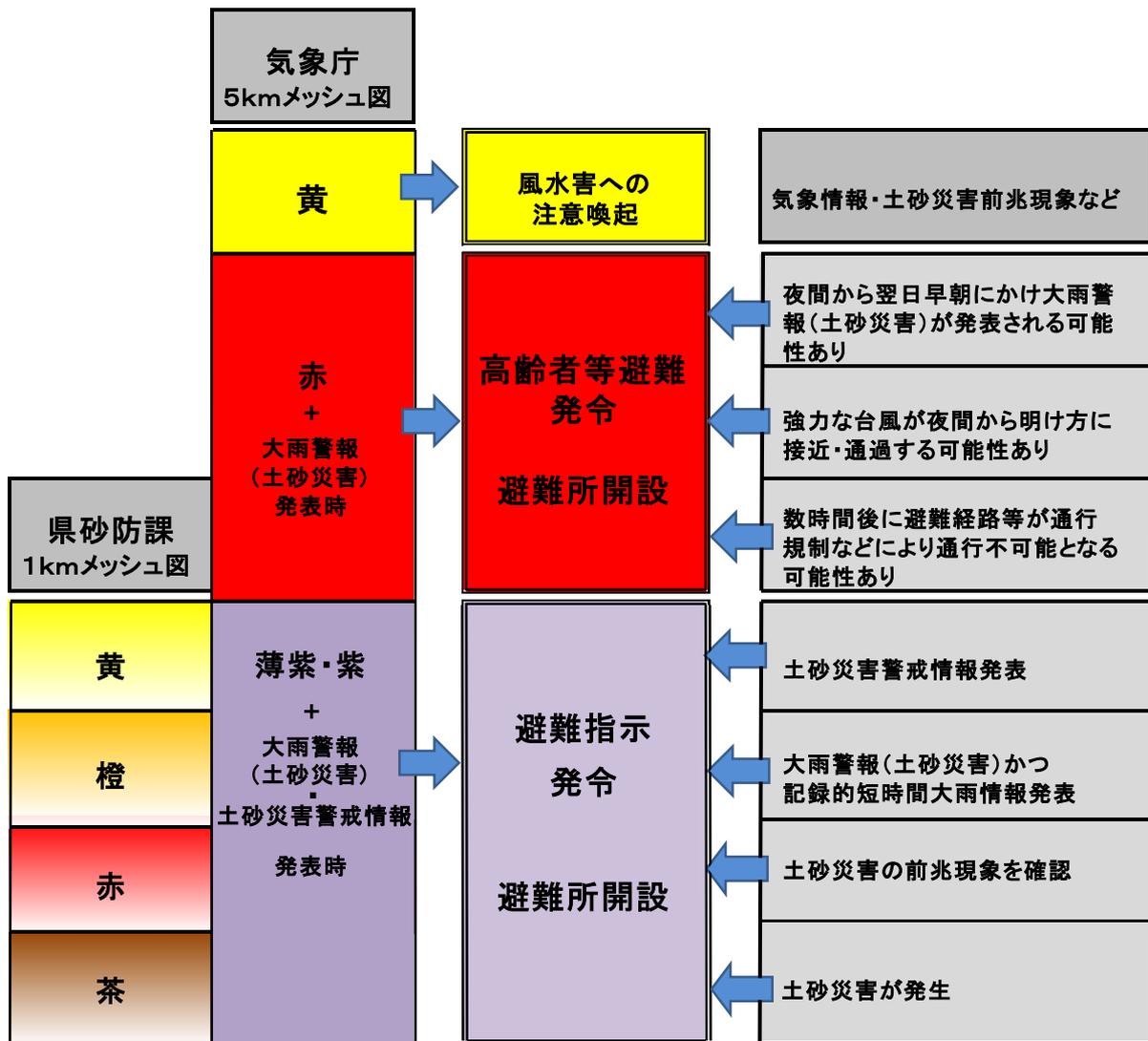
- ①大雨警報（土砂災害）発表、かつ、気象庁発表の土砂災害警戒判定メッシュ情報で「赤」が表示
- ②大雨注意報が発表され、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が言及されている場合
- ③強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
- ④数時間後に避難経路等が通行規制などにより通行不可能となることが想定される場合
- ⑤その他本部長が必要と認めた場合

避難指示

【発令の基準】①～⑤のいずれか1つに該当したら発令

- ①土砂災害警戒情報発表
- ②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、気象庁発表の土砂災害警戒判定メッシュ情報で「薄紫」が表示し、さらに降雨が継続する見込みである場合
- ③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
- ④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化、山鳴り、流木の流出）が確認された場合
- ⑤土砂災害が発生した場合
- ⑥その他本部長が必要と認めた場合

避難指示等の発令の判断基準 イメージ図



※矢印 (➡) のいずれか一つが該当したら発令。

※判断に迷う状況であれば、名古屋地方气象台から助言を得ること。

4 避難指示等の発表単位・警戒が必要な区域

(1) 避難指示等の発表単位

土砂災害は、降雨の状況により局地的に発生する移行があるため、避難指示等の発令は下記「(2) 警戒が必要な区域」と、気象庁が発表する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」及び愛知県砂防課が発表する「土砂災害危険度情報」のメッシュ図において危険度が高まっている領域とが重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に避難指示等を発令する。

※メッシュ図において危険度が高まっている領域の詳細な場所（測定値）は、名古屋地方気象台で助言を得ることが可能。

(2) 警戒が必要な区域

※ 土砂災害危険箇所マップ参照

地区名	大字	警戒が必要な区域【町名、字名等にて記載】	避難所
犬山	犬山	北白山平、白山平、瑞泉寺、官林、相生、北古券、西古券、南古券、北別祖、秋葉下、寺下	犬山北小学校 丸山学供
城東	栗栖	野口、尾崎、垣ノ内、古屋敷、寺前、大平、古渡、草野、瀬ノ上	栗栖小学校
	継鹿尾	杉ノ段、川端、光龍寺	丸山学供
	富岡	片洞、北洞、小野洞、南洞	富岡第一公民館 東部老人憩の家
	塔野地	大畔、田口洞	城東中学校 城東小学校
	善師野	寺洞屋敷、村街道、庄洞、上清水、下向野、一ヶ洞口、善師野（一丁目、二丁目、三丁目）善師野台（三丁目、四丁目）、畔洞、伏屋宮下、上宮下、中田、五反田、中屋敷、雑誌田、六郎洞、清水寺洞、下ノ奥、上紅屋、下紅屋、細洞、東上屋敷、裏山、堂ヶ洞、裏田、郷戸、小橋、口野手ヶ洞、伏屋、井口、大平、奥小屋洞、奥下屋、奥雑木洞、小野洞、上神ノ木、上前田、口小屋洞、口七々重、下前田、竹ノ街道、中清水、中平谷、野出洞、東下屋敷、山ノ神洞、四季の丘（一丁目、三丁目、四丁目、七丁目）、もえぎヶ丘三丁目	善師野公民館 城東中学校 城東小学校
	前原	前原台（二丁目、三丁目、五丁目）、天道新田、橋爪山、向屋敷	前原老人憩の家
	今井	四ツ家、姥田、石蔵、虎熊、観音堂、宮下、反保、前田、方丈堂、喜八洞、成沢、今井（一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目）榎木洞、祢宜洞、寺ノ前、畑中、志水口、宮ヶ洞、笠松、小洞、池ノ下、岩穴洞、山神洞、若宮、百無、牛ヶ洞、駒屋敷、大平、榎木平、鈴見堂、白山ノ下、物置洞、割洞	今井小学校
羽黒	羽黒	堂ヶ洞、外山、根比敷、根比敷取茸片平、長者町四丁目	長者町会館
楽田	楽田	薬師浦、山崎西、桃山台（一丁目、二丁目）、宮西、常福寺浦、北大門、打越、神田、樋池、洞田、荒井、蓮池、内久保、前田面、常福寺洞、堂屋敷、倉曾洞、小洞、宮山、笛田、高根洞、向山	楽田小学校
池野	池野	高根、八曾、富士山、西桑原、寺洞、御殿屋敷、喜六屋敷、古山、大門、西片草、牛岩、裏山、藪ヶ洞、垣ノ内、杵下、芳ヶ洞、下林、北高根、郷中、大洞、内山、佐ヶ瀬、篠平、東片草、堤下、野中、白山洞、向田、池野安楽寺（一丁目、二丁目、四丁目）	池野小学校

※上記については、区域の一部に土石流の発生、急傾斜地の崩壊等土砂災害の危険に対し、警戒の必要がある区域を記載。

5 避難指示等の伝達

(1) 伝達方法等

伝達方法の手段や地域特性に応じ、複数の手段を組み合わせる実施すること。

風水害への注意喚起

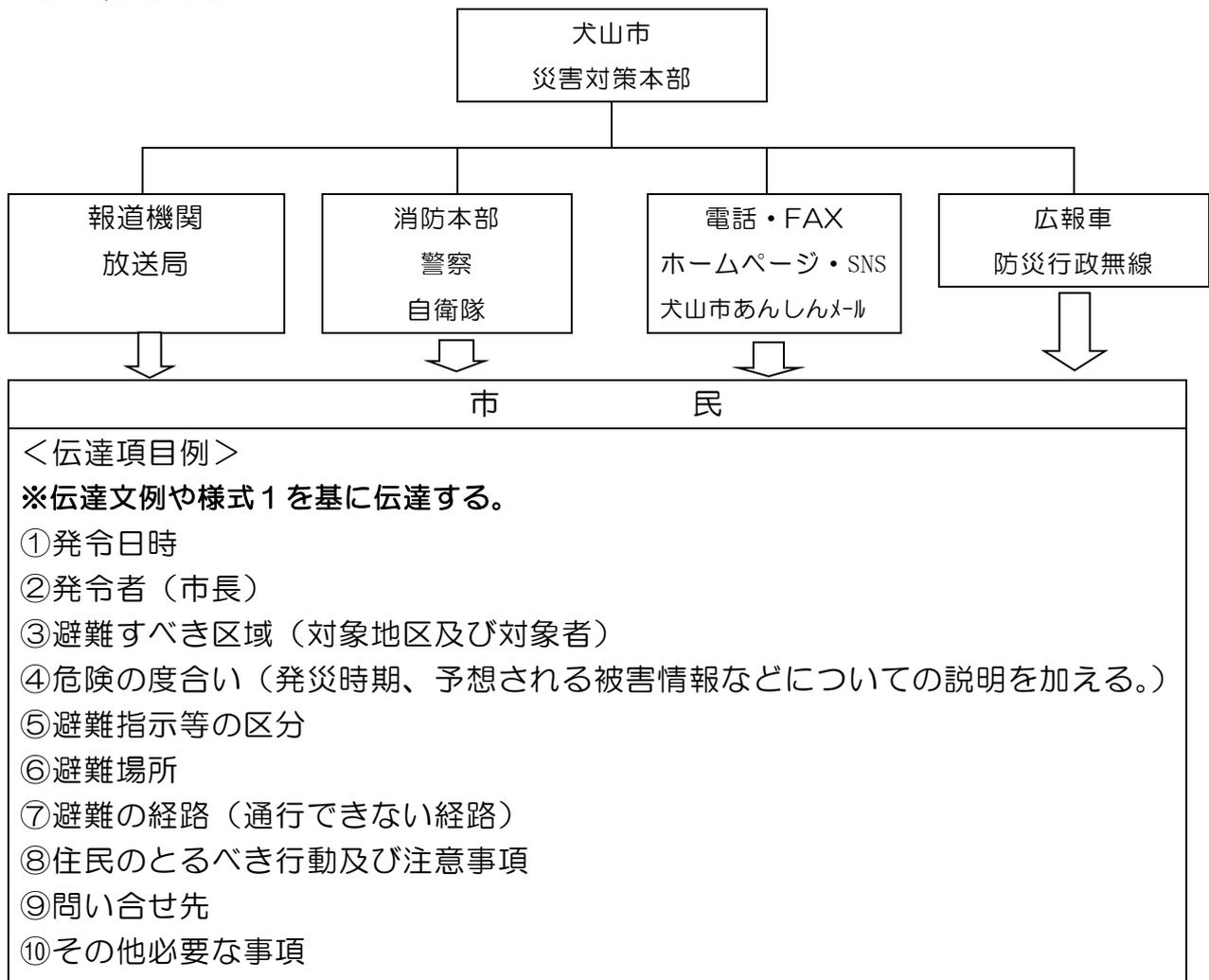
	伝達方法	対象者	連絡先・アクセス先等	担当
1	あんしんメール	住民（市全域）	https://service.sugumail.com/inuyama-city/staff/	本部班
2	HP トップページ		https://www.city.inuyama.aichi.jp/	情報提供班
3	SNS		https://www.facebook.com/city.inuyama.kouhou.lg.jp/ （公式 Facebook） https://twitter.com/inuyama_koho （公式 Twitter） https://twitter.com/inuyama_bousai （緊急情報 Twitter） https://lin.ee/isVqyni （公式 LINE）	

高齢者等避難

避難指示

	伝達方法	対象者	連絡先・アクセス先等	担当
1	あんしんメール	避難指示等 発令対象地区 住民	https://service.sugumail.com/inuyama-city/staff/	本部班
2	エリアメール		https://service.sugumail.com/inuyama-city/staff/	本部班
3	HP トップページ		https://www.city.inuyama.aichi.jp/	情報提供班
4	中部ケーブルネットワーク		0583-75-3870	情報提供班
5	愛知北 FM		63-0842	情報提供班
6	報道機関		愛知県高度情報ネットワークの被害報告に入力することで、自動的にテレビテロップに流れる。	本部班
7	広報車		防災無線・拡声器付車両	情報提供班
8	消防団		対象地区分団へ連絡	消防部
9	警察		61-0110	本部班
10	電話	避難指示等 発令対象地区 区長、町会長	町会長連絡先一覧参照	総務班
11	SNS	避難指示等 発令対象地区 住民	https://www.facebook.com/city.inuyama.kouhou.lg.jp/ （公式 Facebook） https://twitter.com/inuyama_koho （公式 Twitter） https://twitter.com/inuyama_bousai （緊急情報 Twitter） https://lin.ee/isVqyni （公式 LINE）	情報提供班

(2) 伝達内容



(3) 伝達文例

風水害への注意喚起 伝達文例

- こちらは、犬山市です。
- 現在降り続けている大雨が、今後も継続する見込みです。
- 今後も大雨が降り続けば、土砂災害や河川洪水などの災害が発生する可能性があります。
- 急傾斜地や河川の近くにお住まいの方は、テレビやラジオの気象情報や市からの緊急情報に注意してください。
- 避難が必要な場合は、犬山市あんしんメール、市ホームページ、広報車、テレビやラジオで避難指示等の緊急情報をお知らせします。

※避難指示等の用語説明や風水害から身を守るための心得を下記URL（市ホームページ）で確認できます。

https://www.city.inuyama.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/448/fusuigai.pdf

【問い合わせ先】

犬山市防災交通課 TEL：0568-44-0346 FAX:0568-44-0367

高齢者等避難

伝達文例①

■緊急情報、緊急情報、高齢者等避難発令

■こちらは、犬山市です。

■土砂災害の発生する危険が高くなることが予想されるため、〇〇時〇〇分に〇〇地区の土砂災害警戒区域に対して「高齢者等避難」を発令し、△△を避難所として開設します。

■〇〇地区の土砂災害警戒区域にお住まいの方は気象情報に注意し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず△△へ避難してください。

■特に、高齢の方、障害のある方、小さい子どもをお連れの方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

※高齢者等避難等の用語の説明や風水害から身をまもるための心得を下記URL（市ホームページ）で確認できます。

https://www.city.inuyama.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/448/fusuigai.pdf

【問い合わせ先】

犬山市災害対策本部 TEL：0568-61-1800 FAX:0568-44-0367

高齢者等避難

伝達文例②（犬山市全域に発令する場合）

※高齢者等避難のみ犬山市全域に発令する可能性があるため。

■緊急情報、緊急情報、高齢者等避難発令

■こちらは、犬山市です。

■夜間から翌早朝にかけて土砂災害の発生する危険がありますので、〇〇時〇〇分に市内の土砂災害警戒区域に対し「高齢者等避難」を発令し、下記避難所を開設します。

■夜間、早朝の避難は危険です。土砂災害警戒区域にお住まいの方は気象情報に注意し、心配な場合、危険だと思ふ場合は迷わず下記避難場所へ避難してください。

■特に、高齢の方、障害のある方、小さい子どもをお連れの方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

■開設避難場所

犬山北小学校、丸山学供、栗栖小学校、富岡第一公民館、東部老人憩の家、善師野公民館、城東中学校、城東小学校、前原老人憩の家、今井小学校、長者町会館、楽田小学校、池野小学校

※高齢者等避難等の用語の説明や風水害から身をまもるための心得を下記URL（市ホームページ）で確認できます。

https://www.city.inuyama.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/448/fusuigai.pdf

【問い合わせ先】

犬山市災害対策本部 TEL：0568-61-1800 FAX:0568-44-0367

避難指示 伝達文例①

■緊急情報、緊急情報、避難指示発令

■こちらは、犬山市です。

■土砂災害の発生する危険が極めて高まっているため、〇〇時〇〇分に〇〇地区の土砂災害警戒区域に対して「避難指示」を発令し、△△を避難所として開設します。〇〇地区の土砂災害警戒区域にお住まいの方は直ちに△△へ避難してください。

■なお、〇〇道路は道路冠水のため通行できませんのでご注意ください。

※避難指示等の用語の説明や風水害から身を守るための心得を下記URL（市ホームページ）で確認できます。

https://www.city.inuyama.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/448/fusuigai.pdf

【問い合わせ先】

犬山市災害対策本部 TEL：0568-61-1800 FAX:0568-44-0367

避難指示 伝達文例②

■緊急情報、緊急情報、避難指示発令

■こちらは、犬山市です。

■土砂災害の発生する危険が極めて高まっているため、〇〇時〇〇分に〇〇地区の土砂災害警戒区域に対して、「避難指示」を発令しました。

■未だ避難していない方は、最寄りの頑丈な建物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋外の谷側の高いところに避難してください。

※避難指示等の用語の説明や風水害から身を守るための心得を下記URL（市ホームページ）で確認できます。

https://www.city.inuyama.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/448/fusuigai.pdf

【問い合わせ先】

犬山市災害対策本部 TEL：0568-61-1800 FAX:0568-44-0367

6 関係機関連絡先

連絡先	担当課	番号等	担当
名古屋地方気象台	防災業務課	052-751-5124	本部班
犬山警察署	警備課	61-0110	本部班
愛知県防災局 尾張県民事務所	防災保安課	052-961-1474 無線電話 8-602-2436 無線FAX 8-602-1150	本部班
一宮建設事務所		0586-72-1411 (代表)	都市整備部 本部班
木曾川上流河川 事務所	第一出張所	0586-89-2149	本部班 土木管理課
中部地方整備局	水災害予報センター	052-685-5117	本部班
愛知県防災航空隊		0568-29-3121	消防部
陸上自衛隊 守山駐屯地	第10師団	052-791-2191	本部班
防災協力会	大竹建設	61-0062 090-3309-2766 (代表者)	都市整備部 本部班
中部電力パワー グリッド(株)	小牧営業所	71-7191 (代表) 050-7772-7111 (所長)	本部班
犬山瓦斯(株)		61-0002	本部班
愛知北エフエム		63-0842	情報提供班
中部ケーブル ネットワーク	春日井局	85-1177	情報提供班

避難指示等における伝達簿

避難指示等の種類	高齢者等避難	避難指示
発 令 者	犬山市長	
発 令 日 時	年 月 日 時 分 発令	
避難すべき区域 (対象地区, 対象者)		
避 難 場 所		
避 難 経 路 (通行できない経路等)		
住民のとりべき 行動や注意事項		
本 件 担 当 者 連 絡 先	犬山市災害対策本部 担当： _____ TEL 0568-61-1800 内線 _____ FAX 0568-44-0367	